

目次

○国立研究開発法人情報通信研究機構法施行令（平成十六年政令第十三号）	1
○放送法施行令（昭和二十五年政令第六十三号）	5
○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）	6
○総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）	8
○郵政民営化法施行令（平成十七年政令第三百四十二号）	10
○国立研究開発法人情報通信研究機構法施行令の一部を改正する政令（令和四年政令第三百八十三号）	11



（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第十五条の二第五項の規定による納付金の納付の手続等）</p> <p>第一条 国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）は、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第六十二号。以下「法」という。）第十五条の二第五項の規定による命令を受けたときは、総務大臣の指定する期日までに、同条第一項に規定する情報通信研究開発基金の額のうち機構が当該情報通信研究開発基金に係る業務を円滑に遂行する上で必要がないと認められるものに相当する額として総務大臣が定める額を、同条第五項の規定による納付金として国庫に納付しなければならない。</p> <p>2 総務大臣は、前項の規定により法第十五条の二第五項の規定による納付金の額を定めようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3 法第十五条の二第五項の規定による納付金は、一般会計に帰属する。</p> <p>（毎事業年度において国庫に納付すべき額の算定方法）</p> <p>第二条 法第十七条第四項に規定する基盤技術研究促進勘定   における同項の政令で定めるところにより計算した額（第七条において「毎事業年度において国庫に納付すべき額」という。）は、独立行政法人通則法（平成十一年法律第三号。以下「通則法」という。）第四十四条第一項に規定する残余の額に百分の九十を乗じて得た額とする。</p>	<p>（法第十五条の三第五項の規定による納付金の納付の手続等）</p> <p>第一条 国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）は、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第六十二号。以下「法」という。）第十五条の三第五項の規定による命令を受けたときは、総務大臣の指定する期日までに、同条第一項に規定する情報通信研究開発基金の額のうち機構が当該情報通信研究開発基金に係る業務を円滑に遂行する上で必要がないと認められるものに相当する額として総務大臣が定める額を、同条第五項の規定による納付金として国庫に納付しなければならない。</p> <p>2 総務大臣は、前項の規定により法第十五条の三第五項の規定による納付金の額を定めようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3 法第十五条の三第五項の規定による納付金は、一般会計に帰属する。</p> <p>（毎事業年度において国庫に納付すべき額の算定方法）</p> <p>第二条 法第十七条第四項に規定する基盤技術研究促進勘定及び出資勘定   における同項の政令で定めるところにより計算した額（第七条において「毎事業年度において国庫に納付すべき額」という。）は、独立行政法人通則法（平成十一年法律第三号。以下「通則法」という。）第四十四条第一項に規定する残余の額に百分の九十を乗じて得た額とする。</p>

(積立金の処分に係る承認の手續)

第三条 機構は、法第十六条第四号に掲げる業務に係る勘定

において、通則法第三十五条の四第二項第一号に規定する中長期目標の期間(以下「中長期目標の期間」という)の最後の事業年度(以下「期間最後の事業年度」という)に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を法第十七条第一項の規定により当該中長期目標の期間の次の中長期目標の期間における業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を総務大臣

に提出し、当該次の中長期目

標の期間の最初の事業年度の六月三十日までに、同項の規定による承認を受けなければならない。

一・二 (略)

2 機構は、法第十七条第四項に規定する基盤技術研究促進勘定

において、期間最後の事業年度に係る同条第五項の規定による整理を行った後、同項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を同条第六項の規定により読み替えて準用する同条第一項の規定により当該中長期目標の期間の次の中長期目標の期間における業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を総務大臣

に提出し、当該次

の中長期目標の期間の最初の事業年度の六月三十日までに、同条第六項の規定により読み替えて準用する同条第一項の規定による承認を受けなければならない。

(積立金の処分に係る承認の手續)

第三条 機構は、法第十七条第一項に規定する債務保証勘定及び一般勘定

において、通則法第三十五条の四第二項第一号に規定する中長期目標の期間(以下「中長期目標の期間」という)の最後の事業年度(以下「期間最後の事業年度」という)に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を法第十七条第一項の規定により当該中長期目標の期間の次の中長期目標の期間における業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を総務大臣(同項に規定する債務保証勘定に係るものについては、総務大臣及び財務大臣)に提出し、当該次の中長期目

標の期間の最初の事業年度の六月三十日までに、同項の規定による承認を受けなければならない。

一・二 (同上)

2 機構は、法第十七条第四項に規定する基盤技術研究促進勘定及び出

資勘定において、期間最後の事業年度に係る同条第五項の規定による整理を行った後、同項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を同条第六項の規定により読み替えて準用する同条第一項の規定により当該中長期目標の期間の次の中長期目標の期間における業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を総務大臣(同条第四項に規定する出資勘定に係るものについては、総務大臣及び財務大臣)に提出し、当該次

の中長期目標の期間の最初の事業年度の六月三十日までに、同条第六項の規定により読み替えて準用する同条第一項の規定による承認を受けなければならない。

一・二 (略)

3 前二項の承認申請書には、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の総務省令

を添付しなければならない。

で定める書類

(国庫納付金の帰属する会計)

第六条 国庫納付金は、一般会計(法第十七条第四項に規定する基盤技術研究促進勘定)における国庫納付金にあつては、財政投融资特別会計の投資勘定)に帰属する。

(法第二十三条の審議会等で政令で定めるもの)

第八条 法第二十三条の審議会等で政令で定めるものは、情報通信行政・郵政行政審議会とする。

附則

(削る)

(法附則第九条第四項)の規定による納付金の納付の手続等)

第二条 機構は、法附則第九条第四項)の規定による命令を受けたときは、総務大臣の指定する期日までに、同条第一項に規定する革新的情報通信技術研究開発推進基金の額のうち機構が当該革新的情報通信技術研究開発推進基金に係る業務を円滑に遂行する上で必要がないと認められるものに相当する額として総務大臣が定める額を、同条第四項の規定による納付金として国庫に納付しなければならない。

2 総務大臣は、前項の規定により法附則第九条第四項)の規定による

一・二 (同上)

3 前二項の承認申請書には、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の総務省令(法第十七条第一項に規定する債務保証勘定及び同条第四項に規定する出資勘定に係るものについては、総務省令・財務省令)で定める書類を添付しなければならない。

(国庫納付金の帰属する会計)

第六条 国庫納付金は、一般会計(法第十七条第四項に規定する基盤技術研究促進勘定及び出資勘定)における国庫納付金にあつては、財政投融资特別会計の投資勘定)に帰属する。

(新設)

附則

(法附則第十一条の審議会等で政令で定めるもの)

第二条 法附則第十一条の審議会等で政令で定めるものは、情報通信行政・郵政行政審議会とする。

(法附則第十二条第四項の規定による納付金の納付の手続等)

第三条 機構は、法附則第十二条第四項)の規定による命令を受けたときは、総務大臣の指定する期日までに、同条第一項に規定する革新的情報通信技術研究開発推進基金の額のうち機構が当該革新的情報通信技術研究開発推進基金に係る業務を円滑に遂行する上で必要がないと認められるものに相当する額として総務大臣が定める額を、同条第四項の規定による納付金として国庫に納付しなければならない。

2 総務大臣は、前項の規定により法附則第十二条第四項)の規定による

納付金の額を定めようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

3 法附則第九條第四項の規定による納付金は、一般会計に帰属する。

(法附則第九條第五項の規定による納付金の納付の手續等)

第三條 第三條(第一項ただし書を除く。)及び第四條の規定は、法附則第九條第五項に規定する残余の額を同項の規定により国庫に納付する場合について準用する。この場合において、第三條第一項及び第四條中「当該期間最後の」とあるのは、「令和五年四月一日に始まる」と読み替えるものとする。

2 法附則第九條第五項の規定による納付金は、一般会計に帰属する。

納付金の額を定めようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

3 法附則第十二條第四項の規定による納付金は、一般会計に帰属する。

(法附則第十二條第五項の規定による納付金の納付の手續等)

第四條 第三條(第一項ただし書を除く。)及び第四條の規定は、法附則第十二條第五項に規定する残余の額を同項の規定により国庫に納付する場合について準用する。この場合において、第三條第一項及び第四條中「当該期間最後の」とあるのは、「令和五年四月一日に始まる」と読み替えるものとする。

2 法附則第十二條第五項の規定による納付金は、一般会計に帰属する。

○放送法施行令（昭和二十五年政令第六十三号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（出資の対象）</p> <p>第二条 法第二十二條第三号に規定する政令で定める事業は、次のとおりとする。</p> <p>一、十四（略）</p>	<p>（出資の対象）</p> <p>第二条 法第二十二條第四号に規定する政令で定める事業は、次のとおりとする。</p> <p>一、十四（同上）</p>

○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（定義）</p> <p>第一条 この政令において「補助金等」、「補助事業等」、「補助事業者等」、「間接補助金等」、「間接補助事業等」、「間接補助事業者等」、「各省各庁」又は「各省各庁の長」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）第二十条の二、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第六十二号）第十九条（同法附則第八条第二項の規定により読み替えられる場合を含む。）、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法（平成十四年法律第九十四号）第十二条の二、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成十四年法律第二百六号）第十七条（肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第十五条の二の規定により読み替えられる場合を含む。）、独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第三十六号）第三十七条、独立行政法人国際交流基金法（平成十四年法律第三十七号）第十三条、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第四百四十五号）第十八条、独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百四十七号）第十六条（同法附則第十四条の規定により読み替えられる場合を含む。）、独立行政法人日本学術振興会法（平成十四年法律第五百十九号）第十七条第二項及び附則第二条の六、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第六十二号）第二十八条、独立行政法人日本芸術文化振興会法（平成十四年法律第六百</p>	<p>（定義）</p> <p>第一条 この政令において「補助金等」、「補助事業等」、「補助事業者等」、「間接補助金等」、「間接補助事業等」、「間接補助事業者等」、「各省各庁」又は「各省各庁の長」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）第二十条の二、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第六十二号）第十九条（同法附則第八条第六項の規定により読み替えられる場合を含む。）、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法（平成十四年法律第九十四号）第十二条の二、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成十四年法律第二百六号）第十七条（肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第十五条の二の規定により読み替えられる場合を含む。）、独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第三十六号）第三十七条、独立行政法人国際交流基金法（平成十四年法律第三十七号）第十三条、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第四百四十五号）第十八条、独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百四十七号）第十六条（同法附則第十四条の規定により読み替えられる場合を含む。）、独立行政法人日本学術振興会法（平成十四年法律第五百十九号）第十七条第二項及び附則第二条の六、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第六十二号）第二十八条、独立行政法人日本芸術文化振興会法（平成十四年法律第六百</p>



十三号) 第十七条、独立行政法人福祉医療機構法(平成十四年法律第百六十六号) 第十三条、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成十四年法律第百八十号) 第二十三条、独立行政法人環境再生保全機構法(平成十五年法律第四十三号) 第十一条、独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号) 第二十四条、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法(平成十五年法律第百十四号) 第二十二条、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法(平成十六年法律第百三十五号) 第十六条並びに国立研究開発法人日本医療研究開発機構法(平成二十六年法律第四十九号) 第十七条の三において準用する場合を含む。以下「法」という。) 第二条に規定する補助金等、補助事業等、補助事業者等、間接補助金等、間接補助事業等、間接補助事業者等、各省各庁又は各省各庁の長をいう。

十三号) 第十七条、独立行政法人福祉医療機構法(平成十四年法律第百六十六号) 第十三条、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成十四年法律第百八十号) 第二十三条、独立行政法人環境再生保全機構法(平成十五年法律第四十三号) 第十一条、独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号) 第二十四条、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法(平成十五年法律第百十四号) 第二十二条、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法(平成十六年法律第百三十五号) 第十六条並びに国立研究開発法人日本医療研究開発機構法(平成二十六年法律第四十九号) 第十七条の三において準用する場合を含む。以下「法」という。) 第二条に規定する補助金等、補助事業等、補助事業者等、間接補助金等、間接補助事業等、間接補助事業者等、各省各庁又は各省各庁の長をいう。

改 正 案	現 行
<p>（情報通信行政・郵政行政審議会）</p> <p>第二百二十五条 情報通信行政・郵政行政審議会は</p> <p>増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律（平成五年法律第五十四号）、情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）、電気通信事業法、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第六十二号）、郵便法、お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和二十四年法律第二百二十四号）、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成十七年法律第一百一号）及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、情報通信行政・郵政行政審議会に關し必要な事項については、情報通信行政・郵政行政審議会令（平成十五年政令第八十一号）の定めるところによる。</p> <p>附 則</p> <p>（情報通信行政・郵政行政審議会の所掌事務の特例）</p> <p>第二十条 情報通信行政・郵政行政審議会は、第二百二十五条第一項に定めるもののほか、当分の間、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第二百二号。以下この条において「整備法」という。）附則第六条第一項の規定によりなおその効力を有</p>	<p>（情報通信行政・郵政行政審議会）</p> <p>第二百二十五条 情報通信行政・郵政行政審議会は、特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成二年法律第三十五号）、身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律（平成五年法律第五十四号）、情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）、電気通信事業法</p> <p>、郵便法、お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和二十四年法律第二百二十四号）、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成十七年法律第一百一号）及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、情報通信行政・郵政行政審議会に關し必要な事項については、情報通信行政・郵政行政審議会令（平成十五年政令第八十一号）の定めるところによる。</p> <p>附 則</p> <p>（情報通信行政・郵政行政審議会の所掌事務の特例）</p> <p>第二十条 情報通信行政・郵政行政審議会は、第二百二十五条第一項に定めるもののほか、当分の間、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第二百二号。以下この項において「整備法」という。）附則第六条第一項の規定によりなおその効力を有</p>

することとされる整備法第二条の規定による廃止前の郵便貯金法（昭和二十二年法律第百四十四号）第七十四条、整備法附則第十四条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の郵便振替法（昭和二十三年法律第六十号）第六十八条、整備法附則第十八条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）第五十五条、整備法附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律（平成二年法律第七十二号）第七条の二第二項及び整備法附則第四十八条第二項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

（削る）

することとされる整備法第二条の規定による廃止前の郵便貯金法（昭和二十二年法律第百四十四号）第七十四条、整備法附則第十四条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の郵便振替法（昭和二十三年法律第六十号）第六十八条、整備法附則第十八条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）第五十五条、整備法附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律（平成二年法律第七十二号）第七条の二第二項及び整備法附則第四十八条第二項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

2| 情報通信行政・郵政行政審議会は、第二百二十五条第一項及び前項に定めるもののほか、令和六年三月三十一日までの間、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）附則第十一条の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

○郵政民営化法施行令（平成十七年政令第三百四十二号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（郵便貯金銀行についての金融機関の信託業務の兼営等に関する法律等の適用関係）</p> <p>第四条 法第百二十四条第二項に規定する政令で定める法律の規定は、次に掲げる法律の規定とする。</p> <p>一～二十 （略）</p> <p><u>二十一及び二十二</u> 削除</p> <p>二十三～三十六 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（郵便貯金銀行についての金融機関の信託業務の兼営等に関する法律等の適用関係）</p> <p>第四条 法第百二十四条第二項に規定する政令で定める法律の規定は、次に掲げる法律の規定とする。</p> <p>一～二十 （同上）</p> <p><u>二十一</u> 国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）第十五条第二項</p> <p><u>二十二</u> 削除</p> <p>二十三～三十六 （同上）</p> <p>2 （同上）</p>

○国立研究開発法人情報通信研究機構法施行令の一部を改正する政令（令和四年政令第三百八十三号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>内閣は、国立研究開発法人情報通信研究機構法及び電波法の一部を改正する法律（令和四年法律第九十三号）の施行に伴い、及び国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第六十二号）第十五条の三第六項の規定に基づき、この政令を制定する。</p> <p>国立研究開発法人情報通信研究機構法施行令（平成十六年政令第十三号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第六条中「第三条第一項及び第四条」を「第四条第一項及び第五条」に改め、同条を第七条とする。</p> <p>第五条中「第十六条」を「第十七条第四項」に改め、同条を第六条とし、第四条を第五条とし、第三条を第四条とする。</p> <p>第二条第一項中「国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）は、法第十六条」を「機構は、法第十七条第一項」に、「法第十六条」を「（同項）に改め、同条第二項中「法第十六条」を「法第十七条第四項」に、「法第十七条第五項」を「同条第五項」に、「法第十六条」を「（同条第四項）に、「法第十七条第六項」を「同条第六項」に改め、同条第三項中「第十六条」を「第十七条第一項」に改め、「及び」の下に「同条第四項に規定する」を加え、同条を第三条とする。</p> <p>第一条中「国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第六十二号。以下「法」という。）第十六条」を「法第十七条第四項」に、「法第十七条第四項」を「同項」に、「第六条」を「第七条」に改め、同条を第二条とし、第一条として次の一条を加える。</p> <p>（法第十五条の三第五項の規定による納付金の納付の手續等）</p>	<p>（同上）</p>

第一条 国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）は、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第六十二号。以下「法」という。）第十五条の三第五項の規定による命令を受けたときは、総務大臣の指定する期日までに、同条第一項に規定する情報通信研究開発基金の額のうち機構が当該情報通信研究開発基金に係る業務を円滑に遂行する上で必要がないと認められるものに相当する額として総務大臣が定める額を、同条第五項の規定による納付金として国庫に納付しなければならない。

2 総務大臣は、前項の規定により法第十五条の三第五項の規定による納付金の額を定めようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

3 法第十五条の三第五項の規定による納付金は、一般会計に帰属する。  
附則第二条及び第三条を削り、附則第一条の見出し及び条名を削る。

附則

（施行期日）

1 この政令は、国立研究開発法人情報通信研究機構法及び電波法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年十二月十九日）から施行する。ただし、附則第二条及び第三条を削り、附則第一条の見出し及び条名を削る改正規定は、同法附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行の日から前項ただし書に規定する規定の施行の日の前日までの間における国立研究開発法人情報通信研究機構法施行令附則第三条第一項の規定の適用については、同項中「第三条」とあるのは「第四条」と、「第四条」とあるのは「第五条」と、「第三条第一

附則第三条及び第四条を削る。

附則

（施行期日）

1 この政令は、国立研究開発法人情報通信研究機構法及び電波法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年十二月十九日）から施行する。ただし、附則第三条及び第四条を削る改正規定

は、同法附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行の日から前項ただし書に規定する規定の施行の日の前日までの間における国立研究開発法人情報通信研究機構法施行令附則第四条第一項の規定の適用については、同項中「第三条」とあるのは「第四条」と、「第四条」とあるのは「第五条」と、「第三条第一

「項」とあるのは「第四条第一項」とする。

「項」とあるのは「第四条第一項」とする。